

令和元年第2回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和元年6月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午前11時55分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高濱裕子
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	澤村誠一
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	小田倉浩

上下水道課長

佐藤光明

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菊地静夫

書記

藤田真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 平成30年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度那
須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）（市長
提出）
- 日程 第 5 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条
例等の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 4号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市
長提出）
- 日程 第 8 議案第 6号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提
出）
- 日程 第 9 議案第 7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）につ
いて（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

13番 久保居光一郎議員

15番 中山五男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月10日までの7日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 平成30年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（沼田邦彦） 日程第3 報告第1号 平成30年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成31年第1回那須烏山市議会3月定例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越事業の主な内容は、まず、農林水産業費の地籍調査事業費でございます。国の補正予算により追加配分を受けたため、翌年度の事業を一部前倒しし、予算計上する必要がありましたことから、繰り越しの措置をしたものであります。

次に、土木費の河川総務費急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、県の事業が繰り越しになったことに伴うものでございます。

次に、教育費の武道館施設整備費につきましては、用地買収の協議に不測の日数を要する見込みがあったためでございます。なお、用地買収につきましては、地権者の協力により平成30年度内の契約・支払いが完了しましたことから、翌年度繰越額につきましては工事請負費のみを計上しております。

以上3事業の繰越明許費繰越事業につきまして御報告申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 報告第1号でございますが、3つの一般会計の繰越明許費の計算書ということございまして、まず地籍調査事業でございますが、先ほど市長の説明では追加配分があったということで、翌年にこれを繰り越したということございまして、この未収入特定財源というところで国・県の支出金が上げられておりますので、これは令和元年、ことしですね、この分が特定財源として国・県から支出されるというような理解でよいのかどうかですね。事業としては、簡単に言うと平成31年度の事業とこの追加配分された事業を、地籍調査を進めると、こういうような理解でよろしいのか、その事業の進め方、内容について説明をお

願いいたします。

2つ目は、土木費の河川総務費ということでございまして、これは恐らく日野町から城東におりる崖地、山あげ大橋のたもとだと思われます。これについては印などをつけているのを現場で見た覚えがありますが、どのような事業をこれから展開するのか、もう一度説明をお願いいたします。

3つ目は、武道館の施設整備費でございまして、これは今、外構工事もやられておりますけれども、要するに今年度に入ってからもやっている事業で大体終わったのかなと思われます、この用地買収に不足したものを繰り越したということで、工事そのものは完了したというような理解でいいのかどうかですね。その用地買収の費用を支出して、用地は市のものにいつ登記されることになるのか、その事業内容について御説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから御説明申し上げます。

まず、地籍調査につきましては、提案理由の説明どおり本来でしたら平成31年度に予算が配分になる予定だったのが、前倒しということで平成30年度に国のほうから配分になりました。これは3月議会で予算計上しました。ですから、予算格付は平成30年度なんです、事業の実施は全て31年度、令和元年度ということになります。

議員御指摘の特定財源につきましては、当然これは予算格付は平成30年度なんです、歳入としまして令和元年度のほうに国から配分になります。参考までにですが、事業費の2分の1が国負担と、4分の1が県負担ということで、1,215万円ということに計上させていただきました。

具体的にその地籍調査のエリアは中央Ⅱ地区というところなんです、わかりやすく言えば、住所で表示しますと中央三丁目の烏山高校付近の地籍調査事業でございまして。

次に、急傾斜地崩壊対策事業の繰り越しの126万円につきましては、こちらは実を申しますと先ほどの地籍調査と同じように、国のほうの、これは予算配分が前倒しということになっておりますので、実質平成30年度に、もとを正せば29年度から予算格付と実施年度が1年ずれているような事業形態でございまして。こちらのほうは事業費の10分の1が那須烏山市負担でございまして、繰越事業の全体が1,260万円、その10分の1ということで126万円の繰り越しとなっております。

あと、事業の範囲なんです、こちらは議員がおっしゃったとおり、国道294号の烏山バイパスの山あげ大橋から東側に約300メートルの北側の崖、こちらののり面の崩壊を事前に防ぐ事業でございまして。工法としましては、のり枠工法ということで、栃木県のほうで今、詳細設計と用地調査をやっているところでございまして。

次に、3番目の武道館施設整備費につきまして、繰り越しが2,650万円ということで、こちらは3月の補正予算のときには4,123万7,000円という予算を計上したんですが、そのうち、市長の提案理由のとおり、用地費につきましては年度内に完了ということで平成30年度に完了して、その完了した、取得した土地の上に工事をやるということで、工事の一部の2,650万円を繰り越したわけでございます。工事のほうは現在、進めておりまして、順調にいらいますので、今月末完了ということでやっております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりであります。御了解願います。

◎日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）

○議長（沼田邦彦） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）を3月27日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

補正予算の額は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億2,087万円増額し、補正後の予算総額を117億7,339万4,000円とするものであります。

では、主な内容を説明いたします。まず、歳出であります。総務費は、庁舎整備基金費として積立金を増額いたしました。消防費は、非常備消防総務費として、火災発生が多発したことによる消防団員出動手当の増額であります。

次に、歳入であります。地方消費税交付金、特別交付税、交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ額が確定しましたので、精算いたしました。国庫支出金につきましては、平

成29年度の農地・農業用施設災害復旧事業補助金の確定に伴い、所要額を計上いたしました。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 先ほどの説明の中で、非常備消防費というのが87万円、歳出で上がっていますが、これは消防団員の旅費等の値上げかなと思うんですが、ちなみに今までは1人当たり幾らで、これが幾らに増額されたのか、内容について説明をお願いしたいと思います。

その上の庁舎整備基金積立金なんですが、1億2,000万円積み立てたということですけども、総額では今、幾ら積み立ててあるのか説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回の専決処分につきましては、消防団員の手当の値上げではなくて、出勤回数が2月にちょっと多くあったものですから、予算内におさまらないということがございましたので、やったものでございます。

ちなみに、出勤手当につきましては火災出勤では今までと同じ1回当たり1,500円、その他の出勤につきましては700円ということになっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 御質問の庁舎整備基金の積立額ですが、この専決処分を受けまして、平成30年度末現在で8億7,014万円でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 2月に火災が多く発生して出勤された消防団員が多かったということで、出勤手当の増額ということですね。ちなみにこの87万円というのは何人分で、今までの毎月のあれでやっているのか、年間に幾らというような、何人分で幾らというような出し方をしているのか、そこら辺ちょっとわからないんですけど、2月に多かった分というのは何人分というふうに考えたらいいんでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 予算の算定につきましては、毎回、火災の状況によって出勤人数が変わってきますので、予測できませんので、予算そのものについては例年の実績に基づいて予算を組んでいるところでございます。今回も予算残額等いろいろ調べたところ、丸々足らな

いというんじゃないなくて、足らなくなる見込みもあわせて87万円という形にしたんですが、大体1回火災がありますと100人ぐらい出動になると思います。そうすると15万円ぐらいの出動手当。その状況によっていろいろ違いますので、幾らとは言えないんですけど、そんなような計算にはなるかと思います。

以上です。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について）を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり承認いたしました。

◎日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることになりましたことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、個人市民税について、寄附金税額控除における特例控除対象寄附金を支出した場合の控除基準の明確化や、消費税率10%が適用される住宅取得等における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を現行の10年間から13年間に延長することであります。

また、固定資産税につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする場合の申告について新設し、軽自動車税につきましては軽自動車税のグリーン化特例を3段階で改正しております。

なお、詳細につきましては税務課長より説明させますので、慎重審議をいただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） それでは、命により、議案第3号の市税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり、地方税法等の一部改正に伴いまして市税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

説明の前に報告させていただきますが、本件につきましては、平成31年3月29日付で専決処分とさせていただきますため、元号、年度等の表記は「平成」の年度等の表記となっております。そのため、説明のほうも統一して「平成」の年度等の表記で説明させていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。なお、この後上程する議案第4号の市税条例の一部改正の中では、元号、年度等の表記は改正させていただいておりますので、申し添えます。また、本件の専決処分には、平成29年3月に条例を改正しておりますが、改正後の施行日が未到来のものもございまして、それも含めて改正する必要がございましたので、あわせて専決処分をさせていただいております。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表によりまして現行、改正後について御説明申し上げ

げます。

まず最初に、今回の改正の内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴う改正で重要な改正点について御説明させていただきます。また、改正に伴う項ずれや簡易な文字、文言等の修正もございますので、お目通しいただきたくよろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開きください。第1条関係では、個人市民税関係でございますが、第34条の7では、第1項の括弧内で現行の寄附金の名称を、改正後は「特例控除対象寄附金」としております。内容は、法律の基準に合った寄附金の場合は特例控除対象寄附金として市民税の申告時所得割から寄附金税額控除として控除するものでございます。

附則第7条の3の2では、内容は住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充を行い、消費税率10%が適用される本年10月1日から来年12月31日までの間に居住の用に供したのもの等を対象として、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を、現行10年から3年間延長して13年間とするものでございます。

次に、4ページ、附則第10条の3では、法規定の新設に合わせて第6項を新設するもので、内容は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受ける場合の申告について規定し、新設したものでございます。

次に、6ページ、附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例において3段階で改正するもので、第1項は、平成18年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対する重課を平成31年度も続けることとあわせて、現行の第2項、第3項、第4項にある平成29年度分の軽課を削除する内容でございます。

7ページから8ページにかけて、表の左側、改正後の第2項で、電気自動車などを対象に基準に合う場合75%軽減を、第3項でガソリン車を対象に基準に合う場合50%軽減を、第4項それ以外の軽自動車を対象に基準に合う場合25%軽減をそれぞれ行う内容でございます。

次に、9ページ、第2条、税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。この条例は、平成29年3月那須烏山市条例第8号で改正しておりますが、内容は、改正後の施行日が本年10月1日であり、まだ施行日が到来しておらず未施行となっておりますことから、これに合わせた改正も行う必要がございますので、あわせて専決処分をさせていただいたものでございます。

9ページから12ページにかけての表中、右側が平成29年3月に改正したもので、左側が今回の改正に合わせて未施行の内容を改正するために必要な改正となります。

9ページ下の表は、附則第16条の改正中、現行欄を改めるもので、表の右側がこの条例による改正前の現行で、左側がこの条例による改正後の現行となります。第16条の内容は、先

ほど6ページ、7ページ、8ページで説明させていただきました内容と同じですので、お目通しいただきたく、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、12ページ、附則では、第1条に条例の施行日があり、一部を除いて平成31年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第3号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。御審議、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） この税条例の一部改正は極めて難解であります。いずれにしても地方税法の改正に伴っての改正でありますから、内容については間違いがないと思います。

そこで1点お伺いしたいんですが、今回のこの改正によりまして、特に市民税と軽自動車税が該当するのではないかと思います。このそれぞれの税額がふえるのか減るのか、その増減額についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 中山議員の御質問にお答えいたします。

市民税につきましては、この改正により税収の減額を見込んでおります。個人住民税の住宅借入金等特別控除の期間が3年間延長されることに伴う減収税額は、約500万円を見込んでおりますが、これはあくまでも内部の試算ということでもありますので、参考までということでもよろしく願いいたします。

なお、減収分につきましては全額、国費により補填される見込みであることを申し添えます。

続きまして、軽自動車税につきましては、この改正により税収の増額を見込んでおります。平成18年3月31日までに取得した三輪以上の軽自動車に対する重課を平成31年度も継続することや、平成29年度の軽課の規定を削除することで標準税率に戻ることから、税額は約100万円程度の増額を見込んでおります。これもあくまでも内部の試算額ということでもありますので、参考までということでもよろしくお願いいたします。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり承認いたしました。

◎日程第6 議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布され、本条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものであります。

主な改正内容は、市民税について、単身児童扶養者を非課税の対象とすることや、その申告方法の整備に係る改正であります。

軽自動車税につきましては、三輪以上の軽自動車を本年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合、軽自動車税の環境性能割を非課税、または環境性能割税率を1%分軽減するものであります。

詳細につきましては、税務課長より説明させますので、慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） それでは、命によりまして、議案第4号の税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の一部を改正するものでございます。今回の改正の内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴う改正で重要な改正点について御説明させていただきます。また、改正に伴い、元号、年度等の表記の改正や項ずれ、簡易な文字、文言等の修正もございますので、お目通しと御確認をいただきたく、よろしく願いいたします。また、本案には平成29年3月に条例を改正したもので改正後の施行日が未到来のものもございますので、その改正についても上程させていただいております。

それでは、詳細について御説明いたしますので、1ページをお開きください。まず、第1条による改正から御説明申し上げます。1ページから5ページまででございますが、全て元号、年度等の表記を改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正でございますが、5ページの第36条の2第7項の改正内容は、前年に支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを提出するときは、市民税の申告書の記載事項を簡素化することができるという内容でございます。令和2年1月1日からの施行となります。

次に、6ページ、第36条の3の2は、第1項第3号に給与所得者の扶養親族控除等申告書に給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合にはその旨を、続きまして次の第36条の3の3は、第1項第3号に公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合にはその旨を記載することを新設する内容でございます。どちらも令和2年1月1日からの施行となります。

参考までに、単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けていることや、前年の合計所得要件などが制度に合うひとり親が対象となります。

続いて、7ページからの第3条の改正でございますが、第24条では、第1項第2号にただいま説明いたしました単身児童扶養者を新たに非課税の対象として加える改正でございます。令和3年1月1日からの施行となります。

次に、軽自動車税関係では、附則第16条、8ページの左側、改正後に第5項として、三輪以上の軽自動車のうち電気自動車等で自家用のものになりますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、同じく令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初回車両番号指定を受けた場合には、令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、どちらも軽課を行う規定を新設しております。令和3年4月1日からの施行となります。

続きまして、8ページ、第4条、税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。この条例は、平成29年3月那須烏山市条例第8号で改正しておりますが、内容は、改正後の施行日が本年10月1日であり、まだ施行日が到来しておらず、未施行となっておりますことから、これに合わせた改正を行う必要がございますので、あわせて議案として上程させていただいたものでございます。軽自動車税に係る改正で、施行日は全て令和元年10月1日からの施行となります。

8ページから13ページにかけましての表中、右側が平成29年3月に改正をしたもので、左側が今回の改正に合わせて未施行の内容を改正するために必要な改正となり、表の右側がこの条例による改正前の改正後で、左側がこの条例による改正後の改正後となります。

附則第15条の2は、法律改正に合わせて新設しております。内容は、自家用の三輪以上の軽自動車の取得について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に取得した場合は、環境性能割を課さないとするものでございます。

9ページ、附則第15条の2の2では、賦課徴収は当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行いますが、第2項で軽自動車税の環境性能割の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかを判断する規定を、第3項では、燃費不正などにより種別割の軽課の適用が変わり納期限後に税額の不足が生じたことを知った場合の取り扱い規定を、さらに第4項では、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算する規定をそれぞれ新設しております。

次に、10ページ、附則第15条の6の内容は、第3項に自家用の三輪以上の軽自動車で乗用のものを令和元年10月1日から令和2年9月30日まで特定期間に取得したときに限り、100分の2を100分の1として税率を1%減とする規定を新設しております。

続いて、11ページ、附則第16条の改正では、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正する内容で、要約しますと、第2項から第4項まで平成31年4月1日から令和2年3月31日までの取得と、さらに令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の取得において、それぞれ令和2年度、令和3年度において軽自動車税の種別割に限り、どちらも表の右側のおりの軽課を新設するものでございます。

続いて、12ページ、附則第16条の2では、第1項では市長が軽自動車税の環境性能割の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかを判断する規定を、第2項では軽自動車税の種別割において不足額を納期限後に知った場合の規定を新設しております。

さらに第3項では、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算する規定を新設しております。

続いて、13ページ、第5条の税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。こ

の条例は、平成30年6月那須烏山市条例第1号で改正しておりますが、内容は、改正後の施行日が令和2年4月1日であり、まだ施行日が到来しておらず未施行となっておりますことから、これに合わせた改正も行う必要がございますので、あわせて議案として上程させていただいたものでございます。

第48条の改正では、14ページから15ページにかけまして、13項から17項まででございますが、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子処理情報組織を使用することが困難と認められる場合には、電子申告を宥恕するという措置を法律改正に合わせて新設しております。令和2年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第4号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。可決、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これも引き続いて課長さん、お伺いしたいんですが、やはり軽自動車税が主な改正点ではないかと思えます。そこで、その軽自動車税がふえるのか減るのか。ふえるとすれば幾らぐらいふえるのか、その増減額についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 中山議員の御質問にお答えいたします。

軽自動車税に関しましては、県から軽自動車税の取得税に係る分の交付金が交付されておりますが、10月1日の消費増税と同時に、自動車取得税が廃止されることから、県全体で2割程度の規模縮減が見込まれているようでございます。

減収について、あくまでも内部の試算額ということでございますが、480万円程度の減収を見込んでおります。今後の景気などにより、三輪以上の軽自動車の新規購入台数も変わってきますので、増減はあるかと考えており、参考までということでよろしくお願いいたします。

なお、改正後の環境性能割、1%軽減の臨時的措置分につきましては、1%減の分ですね、これについては国費で全額補填されるとのことでございますので、申し添えます。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 今の関連なんですけど、軽自動車と普通乗用車というんですかね、普通自動車というんですかね、そのいわゆる軽自動車の規定というのはどういう内容の車両を軽自動車と。排気量とか電気自動車とかいろいろありますから、もしそれがわかれば説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 平塚議員の質問の詳細の資料を今、持ち合わせてございませんので、後でお知らせいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○17番（平塚英教） 了解しました。あくまでも参考なので。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第4号 那須烏山市税条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税条例について所要の

改正を行うものであります。

改正の主な内容は、低所得者の国民健康保険税軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の基準額を見直すととともに、医療分の賦課限度額の引き上げを行うものであります。

詳細につきましては、市民課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、議案第5号につきまして補足説明いたします。

今回の一部改正は、国の国民健康保険法施行令の一部改正によるものです。1つは、国保税の課税限度額の改正で、もう一つは、国保税の低所得者に係る軽減措置に関する改正です。

議案書2枚目の新旧対照表をごらんください。まず、第2条の改正です。第2条は、国保税の課税額について規定しているもので、第2項は基礎課税額、いわゆる医療保険分と言われるものの課税限度額について規定しており、これまでの54万円から58万円に引き上げるものです。この改正によりまして、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせた国保税の最高限度額は89万円から4万円引き上げられ、93万円になります。

次に、第21条の改正です。第21条は、国保税の減額について規定しているもので、第1項は、先ほどの第2条の改正に伴い、減額後の課税限度額についても同様に58万円に引き上げるものです。第1項第2号は、5割軽減世帯に係る減額について規定しているもので、被保険者1人当たりの所得判定基準をこれまでの27万5,000円から28万円に引き上げるものです。第1項第3号は、2割軽減世帯に係る軽減について規定しているもので、被保険者1人当たりの所得判定基準をこれまでの50万円から51万円に引き上げるものです。この改正により、低所得者の軽減対象が拡大されるものです。

以上が今回の改正内容であります。この改正後の条例は公布の日から施行するものとします。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議の上、可決いただけますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いいたします。今回の改正で、この課税限度額、これが54万円から58万円に引き上げるわけで、4万円引き上げることになったわけなんです、

この限度額納税者はおよそ何名でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） ただいまの中山議員からの御質問、影響についてお答えいたします。

まず、課税限度額の引き上げによる影響ですけれども、改正前の限度額54万円を超過している世帯は71世帯でした。国保の世帯に占める割合といたしましては、1.5%です。改正後の限度額58万円を超過している世帯については、64世帯で、全体の1.4%となる見込みです。

この比較につきましては、あくまでも平成30年度の当初課税データによるもので、所得ですとか人数、年齢構成が変更がないものとして比較したものでございますので、あくまでも参考ということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 今回、提案されております国民健康保険税条例の一部改正でございますが、施行令の一部改正に伴う減額措置というのはございますが、あわせて医療分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げるということには私は同意できません。基本的に医療分の課税限度額を引き上げることによって、一般の医療費分の国保税の引き上げにつながっていくというようなことで、これには同意できないわけです。

5割軽減、2割軽減、これについては進めていただきたいと思うんですが、基本的には全国知事会が求めています国の1兆円公費負担、国保税に投入すれば均等割も平等割もなくすことができると、大幅な引き下げを図ることができるということでございますので、そういうも

のを目指して進めていただきたいと思います。この医療分の限度額の引き上げには同意できないと、こういうことでございます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第5号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほど上程された議案第4号の質疑において、平塚議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、税務課長より追加答弁があります。

澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 議案第4号の那須烏山市税条例等の一部改正につきまして、御審議の中で平塚議員から御質問がございました軽自動車の定義でございますが、道路運送車両法の規定でございまして、四輪のものにつきましては660cc以下、長さは3.4メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2メートル以下でございます。二輪でございますが、250cc以下、長さは2.5メートル以下、幅1.3メートル以下、高さ2メートル以下でございます。

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第6号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険料につきましては、平成27年4月から消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減が一部実施されておりますが、本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、本年10月の消費税率10%の引き上げにより、低所得者の第1号保険料のさらなる軽減を図るため、本年4月から第1段階、第2段階及び第3段階の保険料率を改正するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に担当課長の説明を求めます。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、命により詳細説明を申し上げます。

本案件は、市長説明のとおり地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、令和元年10月の消費税10%への引き上げに伴い、低所得者の保険料の軽減強化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容でございますが、第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料額について、基準額に乗じる保険料率の割合を、第1段階については0.45から0.375に、第2段階については0.65から0.575に、第3段階については0.75から0.725に減じるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをごらんください。

初めに、第2条第1項中の元号表記でございますが、これにつきましては、元号の改正に伴いまして、「平成32年度」を「令和2年度」に変更するものでございます。

次に、第2項でございますが、元号の変更及び前項第1号に掲げる第1号被保険者、いわゆる第1段階の保険料について、基準額に減額した率を乗じ、保険料の額を2万4,000円とするものでございます。

次に、第3項でございますが、第1項第2号に掲げる第1号被保険者、いわゆる第2段階の保険料について、基準額に減額した率を乗じ、保険料の額を3万6,800円とする旨を新たに追加するものでございます。

次に、第4項でございますが、第1項第3号に掲げる第1号被保険者、いわゆる第3段階の

保険料について、基準額に減額した率を乗じ、保険料の額を4万6,400円とする旨を新たに追加するものでございます。

最後に、今回の減額による影響について御説明させていただきます。

まず、該当者数ですが、約9,800人の被保険者のうち、2,800人程度を予想しております。

次に、減額でございますが、約1,500万円を予想しております。ただし、減額に対し国が2分の1、県が4分の1、補助を行うことになっております。

以上で議案第6号の那須烏山市介護保険条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 今回の提案理由の説明で十分わかったんですけども、この減額になる年度は、未来永劫にわたってこの減額規定になるのか、この元年と2年だけというような規定なのか、そこだけちょっと確認しておきたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ただいまの御質問にお答えいたします。

減額になる年度でございますが、今回の改正に関しましては令和元年度の1年度の減額の改正になります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 「及び令和2年」と書いてあるんですけど。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 現在の7期の介護保険料の……。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 7期。なるほど。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） そうですね、はい。2年間となります。失礼いたしました。

よろしくお願いたします。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第6号の那須烏山市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

問題なのは、今年度、来年度をいかに減額しても、この消費税の害悪は一生つきまとうというところで、決して低所得者の軽減対策にはなりません。これが基本です。しかしながら、この2年についての低所得者の減額については反対するものではありません。

なお、財源については消費税増税に頼らず、軍事費を削減するとか、450兆円と言われる大企業等の内部留保等にも中小企業並みの税金を賦課すれば十分財源は確保できるということを訴えて、この減額については賛成をすると、こういうことでございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第6号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

具体的には、条例第10条第2項の基礎資格要件を有する人が放課後児童支援員になるためには、都道府県知事が行う研修を修了する必要がありましたが、平成31年度から政令指定都市の長が研修を実施できることになりましたので、その旨を追記するものであります。

あわせて、5月1日の改元に伴い、制定附則の経過措置に係る第2項及び第3項の表記を「平成」から「令和」に改正するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

日程第9 議案第7号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（沼田邦彦） 日程第10 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億8,040万8,000円増額し、予算総額を111億2,040万8,000円とするものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。総務費は、JR烏山線利用促進事業費として、7月1日から1カ月間、JR烏山駅における発車予告メロディーを山あげ祭のおはやし音として放送するため、その設定に係る経費の計上であります。

民生費は、児童福祉事業費として、10月1日から実施予定の幼児教育・保育無償化に伴い、現在使用している子ども・子育て支援システムの改修経費を計上するものであります。

農林水産業費は、畜産振興費として、畜舎整備等に対し交付される畜産担い手育成総合整備事業費補助金について、県の内示があったため、所要額を計上するものであります。

商工費は、商業振興対策事業費として、企業と大学による共同研究を対象として支援する産学連携事業費補助金の申請があったことから、所要額を計上するものであります。

プレミアム付商品券事業費は、消費税10%引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費喚起等を目的として、プレミアム付商品券の販売に必要な経費の計上であります。

土木費は、大桶運動公園施設整備費として、国民体育大会におけるアーチェリー競技会場である当該公園の駐車場等の整備を図るため、社会資本整備総合交付金を活用し、測量及び設計を行うため、所要額を計上するものであります。

住宅・建築物安全ストック形成事業費は、耐震診断及び耐震建てかえの該当件数が当初の見込みより増加したことに伴う増額であります。

教育費は、南那須B&G海洋センター管理費として、プールの受付・監視業務を民間事業者への委託方式から市の直営方式に変更するため、その対応に必要な臨時職員の賃金等を計上し、あわせて不要となった業務委託料を減額するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、歳出で説明しました幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修に対する補助金や、大桶運動公園施設整備費に係る社会資本整備総合交付金、プレミアム付商品券事業費に対する補助金等の計上であります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金として、県の内示に伴う予算を措置したものであります。

諸収入は、プレミアム付商品券の売り払い収入の計上であります。

繰入金は、不足財源の補填として、財政調整基金をもって措置したものであります。

以上、議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 2点ほど質問させていただきます。

まず、11ページの商業振興対策事業費50万円、産学連携事業と今、説明がありましたが、これはどのような大学と、大学かどこかわかりませんが、事業をやるのか、いま一度、詳しく説明をお願いいたします。

もう一点、大桶運動公園施設整備費、これは先ほど国体のとか、これから先のいろいろな施設整備費ですが、歳入のほうで社会資本整備総合交付金で400万円、うちのほうで持ち出しが440万円。その内訳を詳しくちょっとお願いしたいと思います。

2点お願いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 滝口議員の1番目の質問のほうにお答えします。

こちら、産学連携事業補助金につきましては、市内事業者のほうで国立大学の筑波大学と共同研究によりまして、炭素添加合金の研究を行いまして、新商品を開発するようでございます。

内容につきましては、今の従来の自動車用のエンジンなんかを、できている鉄の部分、それをより軽いものにしていきたいということで研究するような形になっております。そちらの事前の調整がありましたので、50万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私は大桶運動公園のほうについて御説明申し上げます。

こちら、2022年の国体の開催を見据えた都市公園の再整備ということで、今回、予算を計上させていただきました。内容につきましては、駐車場のリニューアルというところがございます。そちらの測量調査費ということで840万円、今回計上させていただきました。

840万円の内訳としまして、交付金の対象額が800万円ということで、その2分の1ということで、400万円が国費のほうから充当されます。残りの440万円が市の負担ということになっております。

以上です。

○8番（滝口貴史） 了解です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まずプレミアム付商品券の事業費なんですけども、今回は通年のものと違まして、地方消費税引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し下支えするために、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム付商品券発行、販売等の事業を実施する、こういう内容でございますが、今までは商工会のほうにこの事業を委託して、商工会がいわゆる販売のボランティアも含めて実施していたわけでございますが、今回は市が直接販売をすると。1日限り、郵便局ということでございますが、臨時職員を1名つけて進めると、こういうことございました。

これ、1日限りで、もしこの予定していたプレミアム付商品券発行事業が完売できなかったという場合にはどのような措置をされるのか。売ただけであとは事業費を国に返すと、こういうような考え方で進めるのでしょうか。説明をお願いします。

12ページ、13ページでございますが、住宅費の住宅管理費でございます。住宅・建築物安全ストック形成事業費というのが488万円ということであります。これについては15ページに3つの補助金が出されているんですけども、主な事業はどんな事業を展開されるのか、その事業内容について御説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの平塚議員の1番目の質問についてお答えします。

プレミアム付商品券につきましては、従来、商工会のほうに委託しまして、購入の対象者を限定せずに販売していたところですが、今回につきましては、低所得者及び子育て世帯という限定が入りましたので、対象者の抽出というところに個人情報等ございますので、市のほうが直接事業を行う形になっております。

ただ、販売につきましては今回、郵便局、簡易郵便局のほうに委託しておりますので、それ以外、郵便局で購入できない人向けに1日市役所のほうで販売するという形をとっております。ですから、そこに来られなくても、後ほど別の日に郵便局のほうで購入は可能でございますので、対応できるかと思えます。また、どうしても物理的に郵便局にも行けないんだというような人がございましたら、個別に商工観光課のほうで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 売れ残ったらどうするんだというのは。

○商工観光課長（小原沢一幸） 売れ残った分につきましては、実際には商品券の券の印刷はしてしまうんですけども、売れ残った分についてはそのまま実際に売れていないので、そのまま大丈夫です。プレミアム分については売れた部分だけの歳入になってきますので。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、予算書の13ページの中ほどの住宅・建築物安全ストック形成事業費488万円の説明を申し上げます。

こちらはそもそもこの事業というのは、平成7年の阪神・淡路大震災以降、たび重なる地震が続きまして、平成20年のときに既存の木造の住宅、これの耐震化を進めようということで国が音頭をとって、通常的一般木造の住宅を建てかえをした場合の補助の金額でございます。

簡単に事業内容を申し上げますと、まず、人間ドックと同じで住宅の耐震診断を行いまして、それでその耐震診断に基づきまして今度、住宅の補強計画を結んだり、それによって耐震改修をするということがメインだったんですが、平成29年から、建てかえ、まるっきり補強じゃなくて建てかえするのも事業の対象になるということで、国のほうで推進しております。

具体的に診断の費用につきましては、補助限度額で2万円ですね。今度、建てかえにつきましては、最高、限度額で80万円交付されますので、一般住宅の建てかえを推進するということですね。

こちらの今回、補正させていただいたものは、当初に診断は3件だったんですが、事業が浸透されまして、7件の申請が出たということですね。それと耐震で建てかえを当初は2件、例年の数字によって2件ぐらいかなと思って2件だったんですが、実際は8件申請が出ているということで、全体で654万円が必要になりましたので、当初で166万円を計上しておりますので、その差額ということで今回、488万円計上させていただきました。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

10番相馬議員。

○10番（相馬正典） プレミアム付商品券ですが、本市では過去7回、8回でしたっけ、プレミアム付商品券を毎年出していました。今回もそういうことで、低所得者の方と、それから子育て世帯ということに限りやるということですが、一般の市民の方がそれをやっぱり理解していないと混乱が起きると思いますね。我々は何でもらえないんだというような話が出てくるのではないと思うんですが、その辺で、やはり周知をどのように徹底していくのかが必要なのかなと思うんですが、その辺の考え方を教えていただきたいのと、もう一つ、畜産の関係なんですけれども、1,000万円の県からの内示がありましたということなんですけれども、これは場所はどの辺を指すのでしょうか。

2点お願いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの質問についてお答えします。

プレミアム付商品券につきましては、今回、低所得者と子育て世帯ということで限定されているわけなんですけれども、そちらの周知につきましては、7月の事業者募集の段階から広く市民に周知していこうと考えております。

一般の方がどうしても買えないかといいますと、もともと消費の喚起ということで、10月以降にクレジットカード等の利用によりポイント還元するキャッシュレス化というのが基本的な国のほうの消費税対策のメインでありまして、そのクレジットカード等がつかない低所得者とかそういった方向けに商品券で対応するというのが趣旨のようでした。そういったことなので、それらも含めまして周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 相馬議員の御質問にお答えいたします。

畜産振興費で実施します事業の箇所ですけれども、興野地区の畜産農家になります。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 了解しました。一般の方がなかなかわからないと思うんです、プレミアム付商品券につきましてですね。やはり対象者はこうですときちんとうたってやっていたかかないと混乱が生じるのかと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 11番田島議員。

○11番（田島信二） 新規就農総合支援事業費というんですか、これは市内の人が来てや

ったのか。あと、市外から来てやっているのか。そして何名ぐらい補助を受けているのか、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 今回の新規就農総合支援事業費、こちらにつきましては、市の新規就農者向けのパンフレット、そういったものをつくるための事業ということになりますので、事務費の計上でございます。

以上でございます。

○11番（田島信二） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

1番青木議員。

○1番（青木敏久） 南那須B&G海洋センター、これについては委託から直営で行うということなんですけれども、直営にしますと、利用の促進と障がい者利用ということで申し上げたいんですが、今現在、多目的更衣室、多目的トイレがございません。それについて、障がい者が利用した場合に、例えばお父さんが娘さんを連れてきた、逆の場合、お母さんが息子さんを連れてきた。幼児だったら女性のお手洗いをすることも可能だし、男性のお手洗いをすることも可能なんですけど、それもかなわない。また着がえをするときに介助が必要な障がい者が来た場合に、お父さんが連れてきた場合には女性の知り合いの方に頼んで更衣をしていただくと、こういう現状があるので、直営で運営するというのであれば、運営の中でそういった障がい者の利用の促進の対策を図られるのか。また、改装ということで、そういうハード面で対策をとられるのか、市のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

B&G海洋センター、ことしは急遽、全協でも御説明申し上げましたとおり、直営ということでやることになりました。その中で、これまでも民間に委託した際も今の御質問のような状況だということだと思いますが、直営になった、あるいは今後どうするかという部分もございますが、障がい者向けの配慮等については、私も1年目ということで状況をよく把握させていただきながら、そういうことが御不便来しているということであれば、よく内部で調整をさせていただきながら対応策を検討させていただきたいと思います。

また、直営ということで、身近な地元のアルバイトさんもおりますので、細かい配慮のほうについてもよく徹底をしていきたいなと思います。どうしてもスロープ等についてもやはりまだまだ不便かなとも思いますし、ただ、大々的に改修ということになると、平成23年ですか、大改修を行って以後、行っておりませんので、これについても来年度以降、B&Gの本部のほ

うにいろいろ今後も修繕等がありますので、そういったものとあわせて要望していきたいなど考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） プールについては、障がい者の方、ストレスの解消、またリハビリも兼ねていますので、ぜひ前向きに御検討して進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 先ほど滝口議員のほうで、大桶の国体関係の内容で半額で了解したと彼は言ったんですけど、僕は了解できないので、ちょっと確認なんですけど、全ての国体関係の準備のためのお金が出ると思うんですけども、それが全て市の負担が半額というルールがあるのか、それとも細かく規定されているのか。これが半額だとすると、だんだん手を挙げるところがなくなってしまうんじゃないかなという気がするので、本当に半額が妥当なのかということも含めて、どういうルールがあるのかというのを教えてください。

あと、ついでのので、10款の図書館の運営費37万3,000円というのがぼつんとあるんですけども、この内容についてもどんなものなのか教えてください。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 説明がちょっと悪かったのかもしれないんですが、申しわけありません。こちら、国体の競技じゃなくて、国体が開催されるということで、事前に競技じゃなくて既存の施設をリニューアルするという内容でございます。ですから、競技とはダイレクトには……、間接的には関係あるんですが、要するに開催前に既存の施設をリニューアルするという、都市公園の再整備という事業なものですから、そういった交付金の率とか、あと負担の率とか、通常の公共事業と同じようなシステムになっております。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） ただいまの小堀議員の国体関係を補足させていただきますと、昨年、実行委員会を設立いたしまして、ことしの8月予定しておりますが、実行委員会、設置いたします。その実行委員会に向けて、これから各今、計画の段階ではございますが、専門部を設けます。おもてなしの部会でありますとか、幾つかの部会を設けていきます。その際に、いろんな予算をこれから組んでいく計画がございますので、その計画が、案ができ次第、議員の皆様にもお示しできるのかなと思っております。

図書館の運営費の御質問でございますが、指定管理で管理はしておりますが、年2回ほど業者のほうで施設の点検を行っている際に、シャッター、いわゆる防火シャッター、非常時の防

火シャッターのふぐあいが発生いたしました。4月にそのふぐあいの報告を受けて、急遽、1カ所なんですけれども、1カ所の防火シャッターの修繕ということで計上させていただいている予算でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） そうしますと、国体に関してのルールというのは、個々のというか個別に調整ということで、ルールというのではないのでしょうか。要は負担のことを僕は気にしているのであって、予算ももちろんそうなんだけど、それに関して半分、費用がこれぐらい出ますよというものに対して半分というのは負担が大きいのかなという気がするんですけども、その辺、わかっていたら教えてください。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） わかりやすく、やわらかく言わせてもらいますが、国体が開催する、開催しない関係なく、既存の私ども持っている都市公園である大桶公園がもう老朽化しております。それなので、国体開催を見据えたということで、既存の施設を要するにリニューアルする費用ということで、通常の都市公園の……。

○9番（小堀道和） ちょっと途中で手を挙げます。もうこの件は、大桶の件はわかったんです。そうではなくて、一般的な今、質問をしています。要するに国体に関する発生する費用について、負担率というのは何かどういうルールがあるんですかという、そういう質問をしています。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 国体の市の負担についてかと思いますが、私のほうでまだ今ちょっと手持ち、ございません。会議のほう、これから担当者会議を詰めていく段階でありますので、詳細、負担金の基準等、明確に出てくると思います。いろんな特交の措置もあるかとは思いますが、その辺、今すぐということはちょっとお答えできないので、申しわけございません。よろしくお願いします。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 同僚議員がもう既に質問したところなんですけど、私、ちょっと別の角度から質問させていただきます。

まず、11ページの畜産振興費の国庫補助事業1,033万円、これは全額、国庫補助が一旦、那須烏山市に入って、それから事業者のほうに交付されると、そういうものではないかと思いますが、これは興野地区の事業と聞きましたが、具体的にどんな畜産事業をされるのか。事業の内容ですね。

それともう一点、この事業は例のT P Pによる畜産農家が影響を受ける、その支援策としての事業なのか、これには関係ないのかについて、この畜産関係については2点お伺いします。

それと、13ページの大桶運動公園なんですけど、現在、駐車場がありますが、その駐車場をもう一度舗装か何かをやり直すと、そういう事業なんですか。新たに別なところに駐車場を設けると、そういうのとは違うのかどうか。この辺がちょっと理解ができなかったものから、もう一回お願いしたいと思います。

それに同じ13ページに、海洋センターの管理費、当初予算で1,182万円とってあります。それが今回は直営にするために547万5,000円を減額するわけですね。そうしますと、委託よりも直営のほうがおよそ半額になるわけなんですね。ならば今後も直営にすべきではないかと私は思うんですが、なぜ直営にできないのか、この辺のところもお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

畜産振興費のこちら1,033万円の事業内容ですけれども、事業につきましては、畜産担い手育成総合整備事業でございます。国の補助金を使った事業になります。

事業内容ですけれども、こちらの事業を利用いたしまして、草地、牧草地ですね、そういったものの造成整備、それと家畜保護施設の整備、それと家畜の排せつ物、そういったものの処理施設、これらの整備を実施する予定でございます。今年度から3年間の事業になります。令和元年度につきましては、設計を予定しております。

もう一つの質問です。T P Pとの関連性ということですが、申しわけございません、私のほうでまだそちらまで把握しておりませんので、後ほどお答えできればと思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、大桶運動公園の駐車場についてお答え申し上げます。

こちらは既存の都市公園のリニューアルということで、既存の駐車場の再整備ということとなっております。

参考に、既存の駐車場の供用が平成9年ということで、もう20年以上経過しているということでリニューアルということです。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） ただいまの海洋センターの御質問でございますが、非常に厳しい御質問かと思うんですが、海洋センターは平成26年度に民間に委託をいたしました。や

やはりその一番の理由は、万一の事故です。水に関する事故等が発生した場合の対応です。それまでは直営で昭和61年から行ってまいりました海洋センターですから、やはり監視業務等については、完全な状態ではなかったと感じています。ただ、その完全というのは、人数なのか警備なのかという点かとは思いますが、そういった理由から、大きな事故は今までも発生はしておりませんが、やはり民間に委託することで、遊泳者に対する安全対策、こういったものが一番かなということで、担当課としましては今年度は直営ということで急遽、対応しますが、来年度以降はやはり関係する民間業者の意見なんかもよく参考にしながら、またことしの直営にした状況もよく把握し、検証した上で、今後は検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） それでは、議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、反対討論を申し上げます。

この補正予算の中で、私は児童福祉事業費、子育て支援システムの改修及びプレミアム付商品券事業費、これは消費税10%増税を10月から強行するために、簡単に言えば低所得者に利益を提供して、そして消費税を強行すると、こういう内容だという点を指摘しておきたいと思います。

特に子ども・子育て支援システムの問題でございますが、これについては詳しくはあした一般質問をやりますが、5月10日に子ども・子育て支援法が国会を通過したわけでございますが、この子ども・子育て支援法改正案では、国の最低基準さえ満たない認可外保育所施設を補助対象とし、認可外保育指導員監督基準さえ満たない状況の施設も5年間、補助対象とすると。参考人さえ、保育事故が起きているこのような施設で命を守る基準すら満たさないというふうな指摘があります。

さらに、保育無償化といっても3歳から5歳だけが対象であり、保育料の高い0歳から2歳は、住民税の非課税世帯のみが対象ということでごく一部に限られます。

さらに、費用についても初年度のみが国費全負担でありまして、その後は国が2分の1、都道府県・市町村が4分の1ずつということですが、公立施設は来年度から10割、全額市町村負担になるということになります。

さらには、給食費あるいは通園費、あるいは保育園・幼稚園等の事業費、これについては全て実費負担となるということですが、保育料とか0歳から2歳児の負担の問題も含めて、低所得者のための保育無償化ではなく、所得が640万円以上の高額所得者に有利な内容になっておりますし、保育の質、いわゆる国と地方自治体の保育行政のいわゆる子供の生命、安全安心、こういうものを無償化した、極めて見切り発車というふうな無償化であり、多くの問題を抱えている内容でございます。このシステムを10月実施に向けて強行するということは、私は同意できない。これが1点です。

2点目は、プレミアム付商品券事業でございます、これについても低所得者を対象ということでございますけども、20%のプレミアム、ことしもらえるということですが、これから未来永劫にわたって所得の少ない人ほど重い負担を背負わなければならない消費税の害悪を一生受け続けると、こういうことですので、この消費税10%を進めるための呼び水というようなこのプレミアム付商品券発行には同意できない、こういうことで反対討論とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午前11時55分散会〕